

倉吉市告示第148号

令和9年度及び令和10年度において市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）、その審査申請手続等について次のとおり定めたので、倉吉市財務規則（平成12年倉吉市規則第30号。以下「規則」という。）第103条第4項（規則第117条において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

令和8年8月31日

倉吉市長 広田 一恭



1 入札参加資格

入札参加資格は、入札への参加を希望する建設工事の種別（別表に定めるところによる。以下「希望工種」という。）ごとに、次に掲げる要件を満たす者に対して付与する。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 別表の大区分の欄に掲げる希望工種に応じた法第3条第1項に規定する建設業の許可（以下「建設業許可」という。）を受けている者（以下「建設業者」という。）であること。

(3) 別表の大区分の欄に掲げる希望工種に応じた経営事項審査（法第27条の23第1項の審査であって、経営事項審査の申請をした日の直前の決算日（以下「審査基準日」という。）が以下のア及びイの期間までの間のものをいう。以下同じ。）を入札参加資格の審査申請の日までに受けていること。

ア 2(3)の第1回から第3回までの受付については令和7年10月1日から令和8年9月30日（合併、設立等の期日を審査基準日とした経営事項審査にあつては、同年12月31日）までの審査基準日

イ 2(3)の第4回から第6回までの受付については令和8年10月1日から令和9年9月30日（合併、設立等の期日を審査基準日とした経営事項審査にあつては、同年12月31日）までの審査基準日

(4) 経営事項審査に係る審査基準日前1年間（希望工種が土木一式工事（別表の中区分の欄に掲げるプレストレスト・コンクリートに限る。）及び鋼構造物工事（同表の中区分の欄に掲げる鋼橋に限る。）の場合にあつては5年間）又は当該審査基準日から申請日までの間に希望工種（とび・土工・コンクリート工事（同表の中区分の欄に掲げる法面処理に限る。）にあつては同表の中区分、その他の工種にあつては同表の最小区分による。）に係る工事を完成し、及び引渡しを完了した実績があること。ただし、次の表の左欄に掲げる希望工種について同表の右欄に掲げる要件を全て満たしている場合は、この限りでない。

希望工種	要件
土木一式工事（別表の中区分の欄に掲げるプレストレスト・コンクリートに限る。）	(10) アに掲げる要件

鋼構造物工事（別表の中区分の欄に掲げる鋼橋に限る。）	(10) オ(イ)に掲げる要件
----------------------------	-----------------

- (5) 市税（延滞金及び加算金を含む。）に未納がないこと。
- (6) 法人にあっては、法人税、消費税及び地方消費税（延滞金及び加算金を含む。）に、個人にあっては、所得税、消費税及び地方消費税（延滞金及び加算金を含む。）に未納がないこと。
- (7) 県内に本店を有する建設業者（以下「県内業者」という。）にあっては、2(2)ア(ア) fに定める労働保険料納付証明書に未納額がないこと。
- (8) 次のアからウまでに掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。
- ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- (9) 2(2)により提出する書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。
- (10) 希望工種が次のアからシまでに掲げるもの（以下「特殊工事」という。）の場合にあっては、それぞれに定める要件を全て満たしていること。
- ア 土木一式工事（別表の中区分の欄に掲げるプレストレスト・コンクリートに該当する場合、(4)本文の要件に該当しないときに限る。）
- (ア) 県内業者であること。
- (イ) 次に掲げる技術者を県内の営業所（法第3条第1項に規定する営業所をいう。以下同じ。）に常に備えていること。
- a 法第27条第1項の規定により実施される土木施工管理の技術検定に合格した者のうち、1級の検定に合格した者（以下「1級土木施工管理技士」という。）
- b 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）別表第18に規定するコンクリート橋架設等作業主任者技能講習を修了した者
- c クレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号）第223条又は第224条の4第2項に規定するクレーン・デリック運転士免許を有する者
- d 公益社団法人プレストレストコンクリート工学会が実施するプレストレストコンクリート技士試験に合格した者
- e 公益社団法人日本コンクリート工学協会が実施するコンクリート技士又はコンクリート主任技士に係る試験に合格した者
- f 公益社団法人日本コンクリート工学協会が実施するコンクリート診断士試験に合格した者
- イ とび・土工・コンクリート工事（別表の中区分の欄に掲げる交通安全施設に限る。）
- 当該希望工種に係る工事に直接従事することができる職員を常に備えていること。
- ウ とび・土工・コンクリート工事（別表の中区分の欄に掲げる法面処理（同表の小区分の欄に掲げる一般及び落石防止網工を除く。）に限る。）
- (ア) 当該希望工種に係る工事に直接従事することができる職員を常に備えていること。
- (イ) 当該希望工種が別表の小区分の欄に掲げる法面植生工、法面保護工又はアンカー工に該当する場合にあっては、次の表の左欄に掲げる希望工種ごとに、同表の右欄に掲げる機械（自

ら保有し、又はリース契約により使用するものに限る。)を営業所に常に備えていること。

希望工種	機械
法面植生工	種子吹付機（種子を法面に定着するように吹き付ける機械をいう。）又はモルタル吹付機（種子、水、肥料等の植生基盤材を法面に定着するように吹き付ける機械をいう。労働安全衛生法第44条第4項に基づく刻印番号（以下「刻印番号」という。）がありボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号。）第88条に基づく定期自主点検を受けているものに限る。以下同じ。）
法面保護工	a モルタル吹付機 b 計量器（種子、水、肥料等の植生基盤材の使用量を測定し、及び管理する装置をいう。） c ホッパー（材料を一時的に貯留し、必要に応じて下部の口を開いて出す漏斗装置をいう。）
アンカー工	a ロータリーパーカッション掘削機（アンカー材を地中に挿入するために孔を開ける機械をいう。）又はドリフタ（アンカー材を地中に挿入するために孔を開ける機械のうち、ガイドセル（ドリフタを送り出す機械をいう。以下同じ。）に乗架して使用する打撃式削岩機をいう。）及びガイドセル b グラウトミキサ（アンカー材を固定するために注入する材料をかくはんする機械をいう。） c グラウトポンプ（アンカー材を固定するために注入する材料を送り出す機械をいう。）

エ 屋根工事

当該希望工種に係る工事に直接従事することができる職員を常に備えていること。

オ 鋼構造物工事（別表の中区分の欄に掲げる鋼橋に限る。）

(ア) (4) 本文の要件に該当する場合

- a 新規に鋼橋（H型鋼を主桁とするものを除く。）の架設工事を施工する場合
 - (a) 鋼橋の上部構造物の製作及び架設に係る工事を完成し、及び引渡しを完了した実績があること。
 - (b) 鋼橋を製作するために必要な工作機械及び溶接機械を備えた工場を有していること。
 - (c) 鋼橋の上部構造物の製作に係る検査体制が確立していること。
- b 鋼橋の補修工事又は補強工事を施工する場合
 - 鋼橋の補修工事又は補強工事を完成し、及び引渡しを完了した実績があること。

(イ) (ア) 以外の場合

- a 県内業者であること。
- b 次に掲げる機械を備えた工場を有すること。
 - (a) 天井走行クレーン（吊り下げ重量が7トン以上のものに限る。）
 - (b) 手動ガス切断機（J I S B 6802に適合しているものに限る。）及び自動ガス切断機（切断板厚60ミリメートル以上のものに限る。）

- (c) 自動溶接機（出力電流が1,000アンペア以上のものに限る。）、交流溶接機（出力電流が300アンペア以上のものに限る。）、溶接棒乾燥機（収納容量が300キログラム以上のものに限る。）及びスタッド溶接機（適用範囲が22ミリメートル以上のものに限る。）
- (d) ラジアルボール盤（ドリルを使って穴開け加工をする工作機械をいい、穴開け能力が50ミリメートル以上のものに限る。）及び携帯式磁気応用穴開け機（穴開け能力が40ミリメートル以上のものに限る。）
- (e) 空気圧縮機（5馬力以上のものに限る。）、ジャッキ（爪付きで頭部加重が10トン以上のものに限る。）及び油圧プレス（加圧能力200トン以上のものに限る。）
- c 自ら保有し、又はリース契約により使用する次に掲げる計測機器を備えていること。
 - (a) 超音波探傷器
 - (b) 携帯式工業エックス線装置
 - (c) 塗膜厚測定器
- d 次に掲げる技術者を常に備えていること。
 - (a) 1級土木施工管理技士
 - (b) 労働安全衛生法別表第18に規定する鋼橋架設等作業主任者技能講習を修了した者
 - (c) クレーン等安全規則第229条に規定する移動式クレーン運転士免許を有する者
 - (d) 電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）第48条に規定するエックス線作業主任者免許を有する者
 - (e) 一般社団法人日本溶接協会が実施する溶接管理技術者評価試験又は手溶接技能者、半自動溶接技能者若しくはすみ肉溶接技能者に係る試験に合格した者
 - (f) 一般社団法人日本非破壊検査協会が実施するJ I S Z 2305非破壊試験技術者資格試験に合格した者

カ 舗装工事（別表の中区分の欄に掲げるアスファルトに限る。）

- (ア) 当該希望工種に係る工事に直接従事することができる職員を常に備えていること。
- (イ) 次に掲げる技術者を県内の営業所に常に備えていること。この場合において、a及びbの技術者は、相互に兼ねることができる。
 - a 一般社団法人日本道路建設業協会が実施する1級又は2級の舗装施工管理技術者試験に合格し、かつ、舗装施工管理技術者資格者証の交付を受けている者
 - b 舗装工事の主任技術者又は監理技術者として配置できる者
- (ウ) 自ら保有し、又はリース契約により使用する次の表の左欄に掲げる種別ごとに、同表の右欄に掲げる処理能力等を有する機械を県内の営業所に備えていること。

種別	処理能力等
モータグレーダー（土及び砂利の整地に使用する機械をいう。）	ブレードの長さが3.1メートル以上のもの
アスファルトフィニッシャー（アスファルト混合物を均一に敷きならす機械をいう。以下同じ。）	施工が可能な幅が4.5メートル又は8.5メートルのもの
マカダムローラー（アスファルト混合物等の締め固めに使用する鋼製車輪形式のローラー機械をいう。以下同じ。）	両輪駆動又は全輪駆動のもので、車両の重量が10トン以上のもの

タイヤローラー（アスファルト舗設の表層部等の転圧に使用するタイヤ形式のローラー機械をいう。以下同じ。）	車両の重量が8トン以上のもの
---	----------------

(エ) アスファルトフィニッシャー、マカダムローラー及びタイヤローラーをそれぞれ操作できる者を県内の営業所に常に備えていること。

(オ) 県外に本店を有する建設業者（以下「県外業者」という。）にあっては、次に掲げる要件を備えていること。

a 県内の営業所に職員を10名以上常に備えていること。

b 県内にアスファルトプラント（アスファルト混合物の製造を行う施設をいう。以下同じ。）を保有し、又は県内の特定のアスファルトプラントを保有している者とアスファルト合材の供給契約を締結していること。

キ 板金工事

当該希望工種に係る工事に直接従事することができる職員を常に備えていること。

ク 塗装工事（別表の中区分の欄に掲げる一般に限る。）

当該希望工種に係る工事に直接従事することができる職員を常に備えていること。ただし、当該職員の中に1級又は2級の塗装技能士（職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項の技能検定のうち、検定職種を1級又は2級の塗装とするものに合格した者をいう。）が含まれていることとし、かつ、これらの職員にあっては、県内の営業所に常に備えていること。

ケ 塗装工事（別表の中区分の欄に掲げる区画線工に限る。）

(ア) 当該希望工種に係る工事に直接従事することができる職員を常に備えていること。

(イ) 自ら保有し、又はリース契約により使用する次に掲げる機械及び設備を営業所に常に備えていること。

a ラインマーカー車（区画線の施工機（溶解された区画線材料を一定の幅で路面に塗布する機械をいう。以下同じ。）を搭載し、自走しながら路面に塗布する機械をいう。）

b 溶解槽（区画線の材料を固形状から施工状態である液体状へ溶解する設備をいう。）

c 施工幅として15センチメートル、30センチメートル及び45センチメートルの施工ができる区画線の施工機

(ウ) 職業能力開発促進法第44条第1項の規定により実施される路面標示施工の技能検定に合格した者を常に備えていること。

コ 防水工事

当該希望工種に係る工事に直接従事することができる職員を常に備えていること。

サ 内装仕上工事（別表の中区分の欄に掲げる畳工に限る。）

当該希望工種に係る工事に直接従事することができる職員を常に備えていること。

シ 造園工事

当該希望工種に係る工事に直接従事することができる職員を常に備えていること。ただし、当該職員の中に1級又は2級の造園技能士（職業能力開発促進法第44条第1項の技能検定のうち、検定職種を1級又は2級の造園とするものに合格した者をいう。）が含まれていることとし、かつ、これらの職員にあっては、県内の営業所に常に備えていること。

2 申請手続

(1) 申請方法

鳥取県入札参加資格審査申請共同受付システム（以下「TCAS」という。）
(<https://www2.nssinsei.jp/tottori-pref>) により必要な事項を入力し、(2)ア(ア)又は(イ)及び(2)イに定める提出書類（(2)イに定める提出書類にあつては、特殊工事の入札参加資格を希望する者に限る。）の電子データを添付して申請すること。

(2) 提出書類

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める書類

(ア) 県内業者

- a 1(3)の経営事項審査に係る結果通知書の写し
- b 工事経歴書（倉吉市様式第3号）（直前の経営事項審査に係る審査基準日前1年間に実績がなく、当該審査基準日から申請日までの間に工事実績がある場合、又は建築一式工事（同表の中区分の欄に掲げる解体に限る。）、とび・土工・コンクリート工事（同表の中区分の欄に掲げる交通安全施設に限る。）、鋼構造物工事（同表の中区分の欄に掲げる鋼橋に限る。）、舗装工事、塗装工事（同表の中区分の欄に掲げる区画線工に限る。）、若しくは内装仕上工事（同表の中区分の欄に掲げる畳工に限る。）に係る入札への参加を希望する場合に限る。）
- c 職員調書（その他の職員）（様式第5号）（経営事項審査を受けている場合を除く。）
- d 国税及び地方税に未納がないことを証する申請日前3月以内に交付された次に掲げる納税証明書
 - (a) 法人にあつては、法人税、消費税及び地方消費税（延滞金及び加算金を含む。以下同じ。）に係るもの（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式（以下「第9号書式」という。）その3の3）
 - (b) 個人にあつては、申告所得税、消費税及び地方消費税に係るもの（第9号書式その3の2）
- e 建設業許可の通知書の写し
- f 鳥取労働局が発行する労働保険料に未納がないことを証する労働保険料納付証明書（入札参加資格申請を行う日の属する月又は当該月の前月に交付されたものに限る。）
- g 営業所一覧（共通様式第1号）
- h 印鑑証明書
- i 使用印鑑届
- j 資本関係・人的関係に関する届出書（様式第5号の3）

(イ) 県外業者

- a (ア) aからeまでの書類
- b 法人にあつては、商業登記簿の謄本又は当該法人の登記事項証明書（申請日前3月以内に発行されたものに限る。）の写し
- c (ア) gからiまでの書類

イ 特殊工事の入札参加資格を希望する者にあつては、アの書類に加えて、令和9・10年度倉吉市特殊工事入札参加資格審査用付属書類（様式第7号）及び次に掲げる書類を提出すること。

(ア) 誓約書（様式第8号）（希望工種が鋼構造物工事（補修工事及び補強工事を除く。）で、別表の中区分の欄に掲げる鋼橋に該当する場合に限る。）

(イ) 職員調書（様式第9号）及び当該職員調書に記載した職員が有する資格等を証する書面の写し並びに県外業者にあつては雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し又は健康保険・厚生年金保険標準報酬決定通知書等の写し（技術者等の要件のある入札参加資格を希望する場合に限る。）

(ウ) 職員写真（様式第10号）

(エ) 機械設備等調書（様式第11号）並びに当該機械設備等調書に記載した機械等の売買契約書及び固定資産台帳の写し又はリース契約書の写し（機械等の要件のある入札参加資格を希望する場合に限る。）モルタル吹付機にあつては、ボイラー及び圧力容器安全規則第88条に基づく定期自主点検表の写しを添付すること。

(オ) 機械設備等写真（様式第12号）（モルタル吹付機にあつては、刻印番号を写した写真を貼付すること。刻印番号が判別できない場合は、機械等検定規則（昭和47年労働省令第45号）第1条第1項第2号の第二種圧力容器明細書の写しを添付すること。）

ウ 入札参加資格の申請をした後に、申請事項に変更が生じた場合は、TCASにより、速やかに申請すること。

(3) 受付期間

受付期間は、次の表の受付回の欄に掲げる受付回に応じ、それぞれ同表の受付期間の欄に掲げる期間とする。

受付回	認定時期	受付期間	審査基準日（合併、設立等）
第1回	令和9年4月	令和8年10月1日から令和9年1月31日まで	令和8年10月1日から同年12月31日まで
第2回	令和9年7月	令和9年4月1日から同月30日まで	令和8年10月1日から令和9年3月31日まで
第3回	令和9年10月	令和9年7月1日から同月31日まで	令和8年10月1日から令和9年6月30日まで
第4回	令和10年4月	令和9年10月1日から令和10年1月31日まで	令和9年10月1日から同年12月31日まで
第5回	令和10年7月	令和10年4月1日から同月30日まで	令和9年10月1日から令和10年3月31日まで
第6回	令和10年10月	令和10年7月1日から令和10年7月31日まで	令和9年10月1日から令和10年6月30日まで

(4) その他

申請手続の詳細に係る資料及び(2)に定める提出書類の様式については、TCASから入手すること。

3 更生会社又は再生会社の入札参加資格

令和8年10月1日以後に会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の決定が行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の決定が行われた者については、

当該更生手続開始の日又は当該再生手続開始の日を審査基準日として入札参加資格を付与するものとする。この場合において、その者に既に入札参加資格が付与されているときは、入札参加資格の再認定を申し出なければならない。

4 入札参加資格の審査の結果

入札参加資格の審査の結果は、市のホームページにおいて公表する。

5 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を付与された日から令和11年3月31日（次の各号に定める場合にあつては、それぞれ当該各号に定める日）までとする。

- (1) 入札参加資格を付与された者（以下「有資格者」という。）が、1に掲げる要件のいずれかに該当しないことになった場合 市長が当該事実を確認した日の前日
- (2) 有資格者（市内業者を除く。）が、直前審査に係る公共工事を請け負うことのできる期間が満了する日（以下「満了日」という。）までに経営事項審査を受けなかった場合 満了日
- (3) 令和11年度及び令和12年度の建設工事の入札参加資格、その審査申請手続等が令和11年2月1日までに告示されない場合 当該告示の日から起算して60日を経過した日

6 問い合わせ先

〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町722番地

鳥取県倉吉市建設部管理計画課管理調整係

電話 0858-22-8174

kanri@city.kurayoshi.lg.jp